

【ポイント】

5日、首相府は、新型コロナウイルスに係る危機管理に関する以下の措置を1月5日（水）から10日間継続する旨発表しました。

1 ワクチン接種証明書の提示義務

海路での出入国及び以下の場所でのワクチン接種証明書の提示が義務づけられる。

- (1) 集会及びスポーツ大会が行われるスタジアム及び場所
- (2) スポーツジム、スポーツ施設及びプール
- (3) 会談、セミナー及び講演会を行う空間及び場所
- (4) 映画館、劇場、博物館及び多目的ホール
- (5) 祝賀行事並びに国及び地方公共団体に関する行事
- (6) 展示会及び展覧会
- (7) 宴会場及びハマム

2 感染症予防対策の強化

マスクの着用、衛生規則の遵守、社会的距離の確保、及び各種衛生プロトコルの遵守を求める。

皆様におかれましては、引き続き最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

【参考リンク】

●アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

●当館HP新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

●外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)23 37 55 11 FAX：+213 (0)23 37 54 97

メール : eal-mm@a1.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>